

「優良工事等表彰ロゴマーク」使用についての注意事項

「優良工事等表彰ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）につきましては、下記の項目を遵守の上、ご使用いただくようお願いいたします。

記

- 1 「ロゴマーク」を使用できる者は、「徳島県優良工事表彰」「徳島県優良下請工事表彰」及び「徳島県優良建設技術者表彰」（以下「優良工事等表彰」という。）の表彰を受けた企業及び技術者に限定する。
- 2 「ロゴマーク」の使用は、徳島県が行う優良工事等表彰の表彰制度の周知、推進のための広報及び優良工事等表彰の被表彰者が行う自社及び自身の広報に限定し、自社の製品や販促用の配布物等に表示することはできない。
- 3 「ロゴマーク」の使用方法について、事前にサンプル、写真等を農山漁村振興課に提出し、確認を受けてから使用すること。

＜ロゴマーク使用例＞

- ・ 事務所、建設現場における掲示
- ・ 社員用名刺への表示
- ・ 企業ホームページへの掲載
- ・ 社員募集広告への掲載 等

- 4 「ロゴマーク」のデザインを、変更、改変してはならない。
- 5 「ロゴマーク」の使用が不適切であると判断され、使用を認められない場合があるが、このことにより貴社等に損害が生じても、農山漁村振興課はその責めを負わないものとする。
- 6 「ロゴマーク」の使用期間は、表彰日の属する年度から起算して3会計年度とし、期間の満了や、表彰の取消しがなされた場合、また徳島県優良建設技術者表彰においては、表彰対象技術者が当該表彰時に所属する企業等を退職等した場合は使用する事はできない。

使用希望者は徳島県農山漁村振興課 地籍・技術管理担当までご連絡ください。

電話番号：088-621-2453 FAX番号：088-621-2859

メールアドレス：nousangyosonshinkouka@pref.tokushima.jp

【 優良工事等表彰ロゴマーク 】



<名刺イメージ>



<現場掲示イメージ>

